日本ウッドターニング協会　会則

JAPAN WOODTURNING ASSOCIATION

制　定　第1回改訂　第2回改訂 第3回改訂
2009/3/3　2011/3/1　2012/1/1　2015/12/6

日本ウッドターニング協会(略称JWA)は、木工旋盤を愛する同好の会として結成した非営利団体です。
この会の目的は、木工旋盤と木工芸を愛する同好の有志を通じて技術習得と向上、アイディァを広げ、生き甲斐と希望のある充実した人生を楽しむ事にあります。

第1条　会員資格

会員は正会員と賛助会員とし、正会員は木工旋盤と木工芸を愛しする人とします。
賛助会員はウッドターニングに関する商品扱い業者で、資格認定と取り消しは役員会で決定します。

第2条　会費と会期

第1項　年会費は、正会員2,000円、賛助会員5,000円、納入は1月末までとし、返却は致しません。
第2項　会期は毎年1月1日から12月31日とします。

第3条　役員と任期

役員は、会長1名、副会長1名、会計1名、事務局2名、相談役、顧問は若干名、任期は2年とし重任は可とします。

第4条　重要事項の決定

会則、役員人事、事業計画、その他の重要な事項は役員会で決定し、内容を会員に発表します。

第5条　事業計画(広報誌と講習会等)

定例主要事業は会員向けに広報誌を年2回以上発行、講習会等の開催を年4回ほど計画します。
尚、広報誌費用は年会費を充当し、講習会の会費は年会費とは別に都度徴収して充当します。

第6条　会員名簿

新年度に会員及び賛助会員名簿を更新し、会員限定で配布します(JWA以外への使用を禁止します)

第7条　会員への情報連絡

会員への講習会や連絡事項は、JWAホームページに掲載し、必要に応じて書面を送付します。
会員相互の通信や新情報の提供は、JWAホームページに掲載出来る様にします。

第8条　将来展望

将来は、国内外の木工旋盤、木工芸等の団体や企業、専門家等との交流を目指します。

第9条　問題処理

会および会員相互間で問題が生じた場合は、役員会で都度協議し解決に努力します。

第10条　所在

日本ウッドターニング協会の所在は下記とします。

〒340-0802　埼玉県八潮市鶴ケ曽根824-7
事　川上　泉 方
携帯　090-3236-1506

備考　日本ウッドターニング協会の取引金融機関

振込方法により、下記の①　②になります。

振込先①　ゆうちょ銀行　⇒　ゆうちょ銀行　記号 10020　番号 60597421
振込先②　他の金融機関　⇒　ゆうちょ銀行　店番008　普通預金「口座番号」 6059742

会則第3回改訂の趣旨

講習会とは別に参加していたJAPAN HOME CENTER SHOWでの木工旋盤を使った楽しみを紹介する普及活動もJ.W.A.講習会と同等の活動とし、みなさまに参加していただくことにしました。